

平成27年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成27年12月15日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第72号 瑞穂市農業委員会に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第76号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第80号 平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第81号 平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第84号 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第70号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更について
- 日程第8 議案第74号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第75号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第78号 平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第79号 平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第82号 瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第71号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第73号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第77号 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第83号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 請願第2号 本田団地の下水問題を早期に解決する為の請願
- 日程第18 請願第3号 牛牧下畑地区に公共下水道事業に伴う終末処理場の建設を予定していることに断固反対し白紙撤回を求める請願
- 日程第19 発議第10号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書
- 日程第20 発議第11号 TPP交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書
- 日程第21 発議第12号 市長に対する辞職勧告決議
- 日程第22 発議第13号 瑞穂市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	森 治 久	2番	堀 武
3番	くまがいさちこ	4番	西 岡 一 成
5番	若 園 正 博	6番	庄 田 昭 人
7番	広 瀬 武 雄	8番	松 野 藤四郎
9番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村 孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井 千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬 時 男	16番	小 川 勝 範
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	大 岩 清 孝	市 民 部 長	伊 藤 弘 美
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	田 宮 康 弘	福 祉 部 長	広 瀬 充 利
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	調 整 監	渡 辺 勇 人
環 境 水 道 部 長	梶 浦 要	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	今 木 浩 靖
書 記	島 田 将 志		

開議の宣告

○議長（小川勝範君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

○議長（小川勝範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

3件報告します。

まず1件については、広瀬事務局長から報告させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、1件報告いたします。

お手元に配付してありますとおり、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は平成27年9月28日に管財情報課を対象に実施され、財務に関する事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 2件目は、お手元に配付しましたとおり、12月14日、西岡一成君から発議第12号市長に対する辞職勧告決議を受理いたしましたので報告します。

3件目は、お手元に配付しましたとおり、12月15日、広瀬武雄君から発議第13号瑞穂市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを受理しましたので報告します。これら2件については、後ほど議題にしたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第72号から日程第6 議案第84号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第2、議案第72号瑞穂市農業委員会に関する条例の制定についてから日程第6、議案第84号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長から報告を求めます。

産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） 皆さん、おはようございます。

議席番号12番 清水治です。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました5議案に

ついて、会議規則第39条の規定により産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

産業建設委員会は、12月4日午前9時30分から菓南庁舎3の2会議室で開会をいたしました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告をいたします。

初めに、議案第72号瑞穂市農業委員会に関する条例の制定についてを審査いたしました。

執行部からの補足説明があった後、質疑に入り、委員から、なぜ農業委員の公選制を廃止し市長による選任制にしたのかとの質疑に、国としては、農業委員の定数を減らすかわりに、実際に農業に携わっている方を農地利用最適化推進委員とし、現場の意見を聞くことができるようにするためにこのような改正になったと考えているとの答弁がありました。

さらに、新たな農業委員は公募制であるが、定数を超えたときの選定方法はとの質疑に、農業者や農業者団体からの推薦書をもとに審査会で意見を聞き決定したいとの答弁がありました。

また、資料を見ると、農地利用最適化推進委員の委嘱手続は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱や、農業者等に推薦を求めるなどと記載してあるが、その基準が不明瞭ではないかとの質疑に、基準については、現在、瑞穂市農業委員会の委員に関する規則及び瑞穂市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則を策定中であるとの答弁がありました。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員に分けた理由はとの質疑に、国では農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等の改革の推進として、現在の農業委員会の活動が低調であり、ややもすると名誉職となっているのではないかとの指摘から、本来の農業委員会の業務を明確にさせるため、農地法に基づく審議、決裁機能を農業委員に、現地のパトロールや調査による実態把握機能、担い手の育成、耕作放棄地などをなくすための新たな政策として農地中間管理機構との連携による農地集約化などの調整機能を農地利用最適化推進委員に任せ、仕事を実務的に機能させるためとの答弁がありました。

続いて討論に入り、まず反対討論として、安倍首相による戦後レジームの総決算による改革の一連の流れの中で、教育委員会や農業委員会などが選任制に変わった。もとは国家権力からの自由ということで憲法で確立されてきた。農民による自治との観点から、農業委員は公選制となっていた。いまだに農業委員会の公選制は農業者にとって必要であるとの声もあるため、本議案には反対であるとの討論に対し、賛成討論として、今後農業従事者が自立していくためにも、国の政策として農地の集約化や農業の法人化などが進むと考える。そうなったときに、農業委員には名誉職としてではなく熱意のある方に就任していただき、優良な農地を継続して保全していくためにも農業委員会の改革は必要であり、本議案には賛成であるとの討論があり

ました。

その後、採決に入り、採決の結果、賛成者多数で可決されました。

次に、議案第76号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について、続いて議案第80号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

これらについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第81号平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を審査いたしました。

執行部からの補足説明があった後、質疑に入り、委員からは、水道事業について岐阜市と職員交流をする目的はとの質疑に、設計書作成や現場の監理監督など、職員の技術力向上の目的のために交流をしているとの答弁がありました。

また、現役職員だけでなく、OB等も含め水道事業の専門職を配置する考えはないのかとの質疑に、岐阜市へ派遣した職員が戻ってきてからも能力を発揮できるように職員を配置したい。また、習得した技術は後任に引き継いでいけるような体制としたい。OBなどの活用については今後検討したいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

最後に、議案第84号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についてを審査いたしました。

執行部からの補足説明があった後、質疑に入り、委員からは、資料に経費削減を目的に機械化導入とあるが、具体的にはどうするのか。台数がふえて、通路などの空きスペースに自転車を置くことはなくなるのかとの質疑に、基本的には無人化を目指している。具体的には、開閉式のゲートを設置し、パスカードシステムで利用者の入退場を管理し、駐輪場内の決められた位置に自転車を置くことになるため、通路に自転車があふれることはないと考えている。ただし、朝夕の混雑時には係員を置いて円滑に運営できるよう対応したいとの答弁がありました。

また、第1駐輪場の2階の終日利用は考えているのかとの質疑に、要望があることは承知している。2つの案を考慮しており、1つは、第1駐輪場の2階は過去にトラブルが発生したため、現在は22時までの利用にしているが、方法として、監視できるよう高性能の防犯カメラを設置して2階を開放することや、2つ目として、約50%の利用率しかない第2駐輪場を22時までではなく終日利用にすることにより利用者がふえることが考えられるため、第1駐輪場の2階を終日開放にしなくても済むのではないかと考えているとの答弁がありました。

そのほかに、第1駐輪場の利用について、1階が定期利用者、2階が一時利用者としているが、高齢者のことも考えて一時利用者でも1階を利用することができないのかとの質疑に、管理をしているふれあい公共公社も改善するべきとの考えを持っており、市の担当部局との話し合いを行っている。防犯カメラの設置や、建物内を明るくするためのLEDライトの設置、設備の改修や利用時間などによる条例、規則の改正、その他現場の対応などについても検討した

いとの答弁がありました。

さらに、ふれあい公共公社に3年間自転車駐輪場の管理を指定する議案なので、利用者の利便性の向上についてはふれあい公共公社でよく検討をしてもらいたいのではないかとの質疑に、市も協力して改善に努めるが、基本的には指定管理者となるふれあい公共公社の創意工夫で住民サービスの向上を図っていただきたいと考えているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成27年12月15日、産業建設委員会委員長 清水治。

○議長（小川勝範君） これより議案第72号瑞穂市農業委員会に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 1番 森治久君。

○1番（森 治久君） 議席番号1番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、議案第72号瑞穂市農業委員会に関する条例の制定についてで1点御質問をさせていただきます。

先ほど委員長報告の中で、農業委員と農地利用最適化推進委員に分けた理由はという質疑に対して、執行部のほうから、国では農業の成長産業に向けた農協・農業委員会等の改革の推進という文言の一文を委員長のほうから報告がございました。

その中で、現在、先ほどの委員長報告にもございましたとおり、耕作放棄地が瑞穂市内に幾つもある中で、これはもちろん個人の土地所有の中で荒れ放題になっておって、樹木等の枝が生えておるとか草がよその屋敷まで生えておるような状態ということがある中で、この耕作放棄地をなくすための新たな政策として農地中間管理機構との連携による農地集約化などの調整機能を農地利用最適化推進委員に任せ、仕事を実務的に機能させるためという執行部からの御答弁があったと思いますが、耕作放棄地はつくっていないところを効率的に耕作に利用するということのほかに、荒れ放題の耕作地を何とか市民の皆さんの生活環境を維持させるためにもそこが農業委員さんのお役目でもあろうかと思うわけですが、そのような解決の具体的な施策ですね。このような条例にかえた後に、そのようなお困りであられるような方の解決にもつながるようなことに含んだ討議はされたのかどうかを御質問させていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） 森議員の質疑にお答えをさせていただきます。

今言われたような耕作放棄地についての説明というんですかね、報告の中にも書いてありま

すけれども、要は今も農業委員会としてはパトロールとか、そういうものもやられていると思うんですけれども、今回この農地利用最適化推進委員に分けてこういった担い手の育成、耕作放棄地をなくすための新たな施策ということですけど、それに対してどのようなあれをすとか、そういったところまでは審査といいますか、意見というのは出ていませんでした。

ただ、こういった分けて、現場主義と言ってはおかしいですけど、農地利用最適化推進委員の方が本当に率先してそういうものに動きやすいようなあれをつくっていくというようなことはこの中の説明でもありましたけれども、そこから奥へ入ったあれはなかったというふうに思っております。以上で報告とさせていただきます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 森君。

○1番（森 治久君） ただいま委員長のほうから、そのような具体的な政策は今後であるというようなことで、詳しい政策的な、そのような耕作放棄地で荒れ放題になっておって隣接する屋敷、住宅に御迷惑をかけておるようなところがあれば今後の課題であるというようなことでございましたが、この条例の改正に伴って先ほどの農地利用最適化推進委員という機関が新たに置かれるわけでございますので、今後は指導だけではなく指導に対しても従っていただけないような耕作放棄地の所有者の方には、最適な指導以上のものが解決に向けてなされるようなことを要望というか、そのような政策を考えていただきますことをお願い申し上げて、質疑を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、本条例案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

その理由は、本条例案が農業委員会等に関する法律の一部改正を前提としているからであります。具体的には、農業委員の公選制の廃止と市町村長の任命制の新設、建議の法定業務からの除外等、農民のことは農民が決めるという農民自治を解体するものだからであります。

農業委員会は1951年、農民自治を踏まえ、市町村長から独立した行政委員会として設立され、

公選制のもと農地の賃借、売買の許認可事務のほか、転用の許可申請の審査など、農地を農地として守る農地の番人としてその役割を果たしてまいりました。

公選制の廃止については、農業委員の中からも、政府の規制改革会議が答申した市町村長による選任では市町村長のカラーが強くなる。今までは農業者の中の代表だったが、首長の代表になってしまう。農業委員会が地域の代表でなくなり信頼されなくなったら、農業委員会を飛び越え、地域の事情を考えずに勝手に農地の売買や貸し借りをするようになるかもしれない。より力のある人が畑を買いやすくなり、農地価格が乱高下しやすくなるとの声や、市町村長の任命制のもとで首長の親戚や縁戚、後援会関係者などが中立委員として選任され、農地転用を市町村長の意向に沿った形で容易に進めることになりかねないと危惧する声もあるようです。

また、これまで農業委員会は農業、農民に関することについて意見を表明し、行政庁に建議することができたのでありますけれども、今回の改正ではこれを削除して、「農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するために必要があると認めるときは、農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出」、このように条文を変えてしまいました。早い話が、農地の最適化についてだけ意見を言わせてやる、農政全般に関してはあれこれ言うなということではないでしょうか。

ちなみに、安倍農政改革について東大の鈴木宣弘教授は、背後に米国の金融業界、農業団体、食品業界が控えている。もっと農村でもうきたい日本の大企業も同じだ。JAバンク、JA共済を合わせた総資産は郵便貯金マネーに匹敵する。これを奪いたいのがアメリカや国内の金融保険業界の本音だと述べておられます。

いずれにせよ今回の改正は、農業委員会が担い手への農地の集積集約化、耕作放棄地の発生防止と解消、新規参入促進といったその主たる使命である農地利用最適化をよりよく果たせるようにする農政改革との大義名分を隠れみのにした、実は安倍首相の戦後レジームからの脱却の一環であり、農民自治の解体であります。そして、東大の鈴木教授が言われるように、郵便貯金マネーに匹敵するJAバンク、JA共済の総資産400兆円を狙った米国や国内の金融保険業界のためのものであり、大企業に農業を売り渡す農政改悪そのものであり、断固反対するものであります。

以上、簡単ですが反対討論といたします。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第76号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第80号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第81号平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第84号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号から日程第12 議案第82号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第7、議案第70号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更についてから日程第12、議案第82号瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長から報告を求めます。

文教厚生委員長 庄田昭人君。

○文教厚生委員長（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号6番 庄田昭人です。

議長の発言の許可をいただき、平成27年第4回定例会文教厚生委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました6議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、12月7日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第70号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、美濃加茂市の事情により脱退するというのでよいかとの質疑に対して、現時点では、美濃加茂市はセンターの利用者が19年間なしという状況のため、そのような決断に至ったと考えるとの答弁がありました。

また、この岐阜地域児童発達支援センターは岐阜市にある希望が丘という最近建てられた新しい施設のことかとの質疑に対して、昭和51年7月、一部事務組合として設立許可を受けた岐阜市長良1278番地1にある旧岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合ポッポの家という施設で

あるとの答弁がありました。

また、もとす広域連合幼児療育センターと類似している施設なのかとの質疑に対して、もとす広域連合幼児療育センターは発達支援の必要なお子さんに療育指導を行うための施設であり、岐阜地域児童発達支援センターは運動発達におくれがある肢体不自由児等の医療的ケアを含む支援をする施設であり、全く違うものであるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

本案については、執行部からの補足説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、先日郵送で通知カードが届いたが、個人番号カードを申請したほうがよいのか。国民健康保険税の減免申請に必要なのかとの質疑に対して、個人番号カードの申請をしない場合でも、個人番号と本人確認ができれば国民健康保険税の減免申請に不都合はないとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補正予算書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、当初1人当たりの時間外勤務手当の予算は幾らで積算しているのかとの質疑に対して、国民健康保険の担当職員が今年度から7名にふえたことによる人件費の増額補正である。当初予算は110万8,000円を計上していたが、90万円の増額補正により7人分で約200万円の時間外勤務手当となったとの答弁がありました。

さらに、1人当たり何時間ぐらいの時間外勤務をしているのかとの質疑に対して、それぞれの仕事内容が違うため一概には言えないが、過去の実績から1カ月に平均8時間から9時間ぐらいの時間外勤務であるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

本案について、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

最後に、議案第82号瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定についてを審査いたしました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、研修センターという名称から使いにくいのではないか。もう少し利用人数をふやすような努力をしたらどうか。教育委員会で管

理している施設と考えていいのか。会議室などは教育委員会関係の利用が多いのか、それ以外によるものが多いのか。それによっては管理するところを変えるべきではないのかとの質疑に対して、研修センターという名称から親しみにくいと考えている。特に利用制限は設けているわけではない。PRについてももう少し考えたいとの答弁がありました。

さらに、温泉と教育を結びつけることは難しい状況である。樽見鉄道の活用、商工会との連携を踏まえ、うすずみ温泉を活用していくとよいのではないのかとの質疑に対して、研修センターを利用しているのは、多くは自治会連合会や民間の企業である。教育委員会関係だけではなく、市民の方が幅広く利用できるよう市全体の管理の中で所管がえも含め一度検討したい。基本はこの施設を上手に利用してもらうことであり、平成9年に施設ができた経過を踏まえ、今後の利用について十分協議したいとの答弁がありました。

また、利用した自治体や企業に対して、どのような意見、感想があるのかというアンケート調査をしているのか。データがあれば分析してもっとPRするべきであるとの質疑に対して、アンケート調査や分析したデータがないのが現状である。今後PRできるよう進めたいとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成27年12月15日。資料のほうの訂正をお願いします。15日で報告をさせていただきます。文教厚生委員会委員長 庄田昭人。

○議長（小川勝範君） これより、議案第70号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に
ついでに委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第74号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

本議案は、マイナンバー法の規定に基づく市条例の一部を改正する条例の制定であります。

マイナンバー制度につきましては、12月1日、マイナンバー制度は情報漏えいの危険性が高くプライバシーの侵害で憲法違反として、市民ら計156人が国に対して原告に割り振られたナンバーの利用差しとめや1人当たり11万円の慰謝料などを求める訴訟を東京や仙台、大阪など全国5地裁に一斉に提訴し、今後、名古屋など3カ所で裁判を起こすとの報道があったことは御案内のとおりであります。

さて、私は本議案に対し反対の立場で討論を行いたいと思いますが、簡単にその根拠について申し上げておきたいと思います。

まず1点目は、プライバシー権の侵害であります。

預貯金口座をマイナンバーにひもづけることによって、どこにどれだけ貯金や借入れがあるか、所得がどれだけあるか、あるいは納税実績、どんな薬を飲んでいるか、どういう職業についてきたか、どういう犯罪を犯したか、どういう病気をしているか、その他学歴などプライバシーが今後丸裸にされ、監視国家化する危険があるわけであります。憲法13条で保障されたプライバシー権の侵害となります。一生が12桁の番号で閉じ込められてしまう、そういう状況になるわけであります。

2つ目は、個人情報漏えいの危険性が高いということであります。

マイナンバーを行政だけではなく、民間でも約410万企業、5,000万人従業員の税や社会保障のデータベースがつくられ利用されるそうでもありますけれども、ずさんな使い方や管理をするところが出てくると思います。セキュリティーの機密性が守れず、個人情報漏えいの危険性が高くなります。内閣官房の担当者自身が、絶対にウイルスに感染しないシステムをつくることは不可能、このように言っているのが実態であります。

3点目は、なりすましであります。

個人番号カードの不正取得や偽造で他人が本人に成り済まし借金をするなど、経済的被害も起り得ると思います。アメリカではこのなりすまし被害など、兆単位の被害が出ているとのことであります。

非常に簡単でありますけれども、3点理由を申し上げまして反対の討論といたします。

なお、71号、75号、77号についてもマイナンバー制度が関連しておりますので反対をいたします。討論は行いませんので、この場で申し上げておきたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第75号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第78号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第79号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第82号瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定についての委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第71号から日程第16 議案第83号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第13、議案第71号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の制定についてから日程第16、議案第83号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、総務委員会の報告をします。

ただいま一括議題となりました4議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、12月8日の午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委

員が出席し、執行部からは市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計の補正予算の説明のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告いたします。

まず初めに、議案第77号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を審査しました。

本案については、他の常任委員会ではそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、西部環状道路と野田橋歩道橋の整備事業を繰越明許費に計上した理由はとの質疑に対し、用地交渉が長引いているためであるとの答弁がありました。この答弁を受け、野田橋歩道橋整備について、予定どおり進まないことを自治会長等に伝えてあるのかとの質疑に対し、区長は承知しているが、自治会長には話していないので状況を説明して理解をいただくとの答弁がありました。

また、歳入の市税では、1,000万円増額補正する固定資産税滞納繰越分の内容はとの質疑に対し、固定資産税滞納繰越分は実績見込みが3,000万円となっているため、当初予算の2,000万円から1,000万円増額するものであるとの答弁がありました。

また、歳出の教育費で、小学校建設費を2,000万円減額補正する理由はとの質疑に対し、西小学校の大規模改修の工事費が確定したことにより2,000万円を減額するものであるとの答弁がありました。

また、ストレスチェックが義務化されるとのことだが、その概要はとの質疑に対し、本年12月1日から従業員50名以上の事業所に対し義務化され、本市としては事業費を来年度予算に計上する予定で、現在事業の委託先を検討している段階であるとの答弁がありました。

その後、討論に入り、マイナンバー制度の導入には反対の立場であり、その関連の補正があるため反対であるとの討論がありました。

その後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、個人番号の通知カードが届いたが、市民に対して個人番号カードの運用のデメリットもわかるような説明が必要ではないかとの質疑に対し、できる限り市民の皆さんに不安を与えないように担当課と調整していきたいとの答弁がありました。

また、この条例制定において、当面は社会保障、税及び防災の分野を中心として定めるとあるが、防災については何も規定されていないが、特段規定することはないのかとの質疑に対し、今のところ防災分野でのマイナンバーの利用は検討していないとの答弁がありました。

その後、討論に入り、マイナンバー制度の導入には反対の立場であり、その関連の条例制定であるため反対であるとの討論がありました。

その後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これについては、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

最後に、議案第83号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、指定管理になった施設において、利用者から要望事項があった場合の対応、手順はどの質疑に対し、3施設の指定管理者とは毎月1回打合会議を開催しており、その場で要望事項等についても協議しているとの答弁がありました。

また、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例によると、指定管理者の指定については公募が基本ではないかとの質疑に対し、同条例第5条の地域の活力を積極的に活用する必要があることの規定により、公募を経ずにふれあい公共公社を指定候補者に選定したとの答弁がありました。

また、施設の管理を将来的には地域に移行していく計画であれば、ふれあい公共公社から提出のあった事業計画書にその旨が記載されているのかとの質疑に対し、将来的に校区の自治会連合会に委託を計画していることをふれあい公共公社にも十分説明しており、その方向で管理をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

また、ふれあい公共公社の財政状況から見ると、平成25年度の指定管理者制度の導入に当たり、市から移す際の経費の試算が甘いのではないかとの質疑に対し、市で管理していた平成24年度までの実績に基づき積算した。施設管理委託料の一部は基本的には変わらないが、経費削減が見込まれる部分については検討したとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上、総務委員会の委員長報告を終わります。平成27年12月15日、総務委員会委員長 若園五朗。

○議長（小川勝範君） これより議案第71号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第71号ですけれども、これを実際に扱うのは固定資産税を担当している方、あるいは医療費の関係、それから学校、教育でいいますと保育所、あるいは子育て支援、そういった方がマイナンバーを利用してセンターのところへアクセスするんですけれども、要は職員の管理です、扱う方は限定されているのか、あるいは例えばパソコンはそれに1台使えるのみなのか、共用されていないのか。要はきのう、おとついで大阪の堺でいろいろ職員がデータを何十万件と流出させたということがございましたので、そういったお話が委員会の中でされたのか、1つお尋ねをしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま8番 松野藤四郎議員より質疑があったことに対しまして、回答いたします。

執行部のほうから、公文書の扱いあるいは組織の運用、あるいは市の管理規定、職員の周知徹底について、十分内容について今後詰めていくということでございまして、具体的な職務については、今後十分市の条例の職員の規定に基づいて職員に指導していくというようなことでございます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第73号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第77号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第83号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についての委員長報告

に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野です。

議案第83号ですけれども、瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてでございます。

資料によりますと、備品のことが書いてございます。まず、備品というのは単価が幾らのものか。例えば5万円から10万円のものも備品で、10万円以上が固定資産と、こうなるんですけれども、そこら辺のこと。

それから、備品の購入については公社で買うようにできましたということですが、例えばトレーニングの機器というのは非常に高いと思うんですけれども、そういったことが単独で公社で買えるか、行政に相談なく。それから備品の管理台帳はどうなっているか。

それから、今後は自治会でそういった管理をしますよということを説明しておるわけですが、これはいつごろにそういった具体的なことになっていくのか、そこら辺がお話しされているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） ただいま8番 松野藤四郎議員から質疑がありました件についてですが、備品等の購入について、具体的にはどのような基準で購入していくかという話は出ておりませんでした。それは今言っている自治法の中の備品の購入の限度額、5万円から10万円等の内容、あるいはそれ以上になれば入札等については一つの基準の中で購入されると思います。

もう1つ、ふれあい公社の3つの施設の指定管理者を今後どうしていくかということにつきましては、今後十分地元と、自治会と委託契約に入るわけでございますが、まだ具体的に来年度から進めるとかいうことはございませんでした。

進捗状況においては、後日また執行部のほうから報告があると思います。以上で終わります。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 委員長から御回答いただきましたんですけれども、備品というのはやっぱり5万円から10万円というふうで解釈していいわけですね。

高い物を買う場合は、市のほうで購入するというふうで解釈していいですか。

○議長（小川勝範君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎議員より質問いただきました備品の購入の件で

すが、購入価格の5万円から10万円、あるいはいろいろと額が備品購入にあると思いますが、購入については入札の限度額の関係の資料は手元に今現在持っていませんので、具体的なこの部分は見積もり、この部分は競争入札あるいは入札というような区分表は手元に持ってありませんので、お答えすることはできません。以上。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。なお、本会議の再開は11時から再開をいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第17 請願第2号及び日程第18 請願第3号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第17、請願第2号本田団地の下水問題を早期に解決する為の請願及び日程第18、請願第3号牛牧下畑地区に公共下水道事業に伴う終末処理場の建設を予定していることに断固反対し白紙撤回を求める請願を一括議題といたします。

これらについては、下水道推進特別委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

下水道推進特別委員長 若園五朗君。

○下水道推進特別委員長（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗。

議長の発言の許可を得ましたので、下水道推進特別委員会の報告をいたします。

ただいま一括議題となりました請願2件につきまして、会議規則第39条の規定により、下水道推進特別委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

下水道推進特別委員会は、12月9日午後1時30分から穂積庁舎議員会議室で全委員が出席し開催いたしました。

審査の参考上必要のあるものについて意見を聞くため、執行部から市長、副市長、所管の部長及び課長、並びに関係する部局の部長、課長の出席を求め、また当委員会の委員でもあり本請願の紹介議員であります堀議員、くまがい議員の両議員より請願についての説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した順に要点を絞って報告いたします。

初めに、請願第2号本田団地の下水問題を早期に解決する為の請願を審査いたしました。

紹介議員であります堀議員より、請願の要旨として、本田団地の下水処理施設の老朽化が進んでいる。特に単独浄化槽への配管の老朽化がひどく、数十ミリ程度の雨が降っただけでも配管の亀裂から雨水が入り満水となるため、家屋の排水管からトイレからの汚物が流れず、トイレが使用できない状況になる。また、隣接する五六川の上流で激しい雨が降ると、河川の水位が上昇し、浸透水によって配管の亀裂から水が入り同様の状況になる。したがって、雨が降るたびに公民館や団地外の知り合いの家にその都度行ってトイレを借りたり、自宅に災害用の簡易トイレを設置して生活している現状である。

本田団地としては、瑞穂市公共下水道の全体計画は理解しているが、終末処理場が決まらなければ事業が進展しないため、本田団地の下水問題がいつ解決するのかわからない状況である。以前、下水道課の説明では、別府コミュニティプラントへの接続は市費のみであれば法的な問題もなく可能であり、また現在の別府コミュニティプラントの接続率は約50%で、容量的には本田団地分を収容することは可能であると聞いている。また、別府コミュニティプラントの運営のため、毎年約2,000万円を市費から繰り入れて運営しているとのことである。

本田団地の下水問題の早期解決と別府コミュニティプラントの赤字解消のためにも、本田団地を別府コミュニティプラントに接続することがよいと考えている。別府地域の了承を得ることや、現在の下水道全体計画との整合性を図る等課題も多くあるが、本田団地の住民の窮状を理解していただき、早期解決をお願いしたいとの説明がありました。

その後、質疑に入り、この請願書は本田団地の総意なのかとの質疑に、本田団地全員の総意ではないが、早期に解決するという点に関しては総意であるとの答弁がありました。

また、別府地区のことをよく知った上で、別府コミュニティプラントへの接続が本当に可能と考えているのかとの質疑に、穂積中学校が輪中の関係で別府コミュニティプラントへの接続

ができなかったことは聞いている。本田が接続できる可能性があるのかないのかについて行政の判断を仰ぎたいとの答弁がありました。

その答弁を受けて、執行部に意見を求めました。執行部からは、本田団地を別府コミュニティプラントの処理施設へつなぐためには、本田団地をコミュニティプラントの区域として指定する必要がある。現状の都市計画決定では、公共下水道のエリアの中で本田団地は整備される計画である以上、現段階ではコミュニティプラントの区域指定は不可能である。また、経緯として、別府コミュニティプラントはあくまでも公共下水道ができるまでの暫定施設であり、別府地区も公共下水道が整備されればそちらへ接続することになる。今までの経緯を踏まえてもコミュニティプラントの指定は不可能であるとの意見がありました。

そのほか、それほど緊迫している状況であれば、本田団地全体の総意で請願がなされるべきであると考えている。団地として今までこの問題にどう取り組んできたのか、またその基金は幾ら積み立てているのかとの質疑に、私も反省すべき点があると考えているが、できれば全体の総意で出すべきであったと考える。緊急性の認識は全員が持っているということから、窮状を救うためにあえて請願の紹介議員となった。基金積み立てについては、今年度末には約1億300万円の基金になる。本田団地としても努力しているとの答弁がありました。

また、基金は公共下水道のためでなく、本田団地内の下水施設の修理・修繕のために基金を積んでいると考えているが、困っているときにこそ、その基金を活用して修理・修繕すべきではないか。やはり自助努力が必要であり、その中で公共下水道の早期実現を待つべきではないかと考えるがとの質疑に、委員の言うことは当然である。修理は現状維持のみで、できるだけ最小限にとどめている。やはり将来を考えて、少しでも多く基金に積むことができるようにしているとの答弁がありました。

また、470世帯で基金が約1億300万円なら1世帯当たり約21万円である。この程度の額でこれほどの大きな事業を市に対して要請するのは、他の市民から理解を得られないのではないかと考える。別府コミュニティプラントに固執することなく、他の方法も視野に入れて再検討してはどうかとの質疑に、私はあくまでも公共下水道を推進する立場であり、この請願で皆さんに本田団地の危機的状況を理解していただき、早急に解決できるならと考える請願の紹介議員となった。先ほどの説明で、コミュニティプラントの区域指定が無理であるならば、早急に公共下水道を進めていただきたいと考えているとの答弁がありました。

その後、討論並びに各委員からこの請願に対する意見を求め、委員からは、本田団地をコミュニティプラントの区域指定ができるのではないかと考えていたが、執行部の意見を聞いてできないとわかった。それならば早急に公共下水道を進めるべきであると考えているため、この請願には反対の立場である。請願にある本田団地の下水問題を早期に解決したいことはよく理解できるが、その方法が別府コミュニティプラントへの接続の検討ということならば、この請願に

は賛成できない。いずれにしても、この問題解決には現在の公共下水道事業を早期に進めるしかないと考えため反対である。本田団地の現状はよく理解している。一日でも早く正常な状態になることを願っているが、現状ではこの請願の願意には沿えないと考える。公共下水道事業を行う際には、本田団地を最優先に行うことが計画されていた。困っていることはよくわかるし、別府コミュニティプラントへの接続を希望しているようだが、処理区域への指定ができないとのことであれば、ルールに沿って物事は進めなければならないと考えるため、ほかの方法で早期解決を行うべき等の討論、意見がありました。

その後、採決に入り、本請願を不採択とする委員が6名、採択を希望する委員が2名、判断できない委員が1名となったため、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号牛牧下畑地区に公共下水道事業に伴う終末処理場の建設を予定していることに断固反対し白紙撤回を求める請願を審査しました。

まず、紹介議員であるくまがい議員より、この請願の要点と紹介議員を引き受けるに至った経緯、そして自身の考える結論についての説明がありました。

請願の要点としては、1. 終末処理場の建設予定地が秘密会で決定され、下畑地区にとっては寝耳に水であったこと、2. 都市計画法第3条第3項の「住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない」という規定に違反していること、3. 瑞穂市まちづくり基本条例に照らしても納得できないこと、4. 秘密会の議事録に、都市計画決定をすれば強制執行できる、下畑は目立たない地域である、迷惑施設の建設に適しているとの市民を押さえつける上から目線の発言があること、5. 下畑は市内で一番の洪水危険地帯であることの5つであるとの説明がありました。

また、紹介議員を引き受けるに至った経緯については、公の場で話し合う機会を設けてもらいたいという請願者の考えが自身の考えと一致したためであり、この考えこそが自身の考える結論、要望でもあると説明がありました。

その後、質疑に入り、白紙撤回の内容が下畑を候補地から完全に除外するというのであれば、下水道推進特別委員会のこれまでの経緯から考えると採択することは難しいのではないかとの質疑に対し、候補地が下畑に決定した当時の自治会長の考えは完全に除外することであったが、請願者である現在の自治会長の考えは、再度候補地となることも含めての白紙撤回であることを確認しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、そうであるならば白紙撤回の内容をしっかりと記載すべきである。この請願書の文面のみでは、白紙撤回の意味は、従来下畑自治会が示していた下畑を候補地から完全に除外することであると考えざるを得ないとの意見がありました。

また、請願書の文章をしっかりと読んで紹介議員を引き受けたのかとの質疑に対し、しっかりと読んだ上で、白紙撤回の意味についてもこちらから請願者にしっかりと確認しているとの答弁

がありました。

また、白紙撤回ということだが、下水道事業を推進することについての考えはどの質疑に対し、下畑自治会は公共下水道事業に基本的に反対するものではないとはっきり聞いている。したがって、公の場で話し合う機会を設けてもらいたいのであるとの答弁がありました。

また、既に都市計画決定がされている段階で、白紙撤回の内容について請願者とどこまで話し合われたのかとの質疑に対し、紹介議員の依頼があった際、白紙撤回の内容が下畑を候補地から完全に除外してほしいということではないということを確認しているとの答弁がありました。

また、住民の理解が得られていないということ以上に、水害の危険性が高い地域であるという立地条件が大きな意味を持っているのではないかと思うとの意見がありました。

最後に、紹介議員より請願者の代弁者としての思いが述べられた後、討論並びに各委員からの請願に対する意見を求め、委員からは、この段階で白紙に戻すのはいかなるものかと考えている。この請願書の文面のみでは、白紙撤回の意味は下畑を候補地から完全に除外することであると考えるを得ないため、採択することは難しい。都市計画決定されたということは、下畑が処理場候補地として最善であるというあかしと考えているため、この請願については反対である。請願書の文面には記載のない白紙撤回の内容について、請願者がしっかり説明していることを全く考慮されていないのは残念である。この請願の可否にかかわらず、公の場で話し合う場を設けていただきたい等の討論、意見がありました。

その後、採決に入り、本請願を不採択とする委員が6名、採択とする委員が3名となったため、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、下水道推進特別委員会の委員長報告を終わります。平成27年12月15日、下水道推進特別委員長 若園五朗。

○議長（小川勝範君） これより請願第2号本田団地の下水問題を早期に解決する為の請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 1番 森治久君。

○1番（森 治久君） 議席番号1番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、請願第2号本田団地の下水問題を早期に解決する為の請願について、1点御質問をさせていただきたいと思っております。

特別委員会の中で、こちらの請願についていろいろ議論された内容を今特別委員長のほうからお伺いした内容で、1点、質疑に入った後に、この請願書は本田団地の総意なのかとの質疑に対して、紹介議員のほうからは、本田団地全員の総意ではないが、早期に解決ということに

関しては総意であるという答弁があったという一文がございますが、これについてどのような事情があって総意でなかったのか、また総意でないということに対してどのような本田団地の住民の皆さんの中に御意見があったりお考え方があるのか、その点について、それ以上のお話し合いがあったのかどうかについてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（小川勝範君） 下水道推進特別委員長 若園五朗君。

○下水道推進特別委員長（若園五朗君） 質疑が1番 森治久議員からございましたので、答弁させていただきます。

請願書を見ていただければ、平成27年11月17日の提出、請願者、本田1552番地の398、白木善博さんということで、ここで本田団地自治会長、あるいは本田団地下水道組合長という代表者の氏名があれば代表ということですが、名前が個人ということで、今言っている内容についてそのように審議した中で各委員からその質疑も伺いました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） ただいま委員長のほうから、請願者の代表者が個人のお名前であったということでの総意でないかどうかということの確認を紹介議員のほうへされたということで、私がお伺いしたかったのは、その上で、総意で提出されなかった意味合いが、何かほかの手法、手段を考えておられるか、やはり別府コミュニティプラントに接続するのがどうなのかとか、早期解決ということは総意であるということで先ほども委員長報告、また紹介議員のほうの答弁で理解したわけでございますが、その総意でなぜ提出できなかったのか、またされなかったのかというほかの意見等の考え方の議論がされたのかということについて、あったのかなかったのかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（小川勝範君） 下水道推進特別委員長 若園五朗君。

○下水道推進特別委員長（若園五朗君） 具体的にそこまでのことについては聞いておりませんでした。以上です。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

この請願は、別府のコミュニティプラントへ暫定的に接続する措置を下水道推進特別委員会で御検討いただきたいということなんですけれども、コミプラにつなぐという前提がどこにあるかということ、この請願書を見ますと、下水道課の説明では都市計画決定のもとでも自費（市費）でなら法的な問題はないとのことですのでということですね。

特別委員会の審査の中でも、下水道課の説明では別府コミュニティプラントへの接続は市費

のみであれば法的な問題なく可能ということも書かれているわけで、つまり可能だと、法的に問題はないということを前提にしてコミプラにつないでほしいということだと思わなければならない、委員会で、執行部からは、本田団地を別府コミュニティプラントの処理場に接続するには本田団地をコミュニティプラントの区域と指定する必要がある。現状の都市計画決定では、公共下水道のエリアの中で本田団地は整備される計画である以上、現段階ではコミュニティプラントの区域指定は不可能、こういうふうに答弁をされておるわけですね。

そこで委員長にお聞きをしておきたいと思うんでありますけれども、この下水道課の説明では、都市計画決定のもとでも市費でなら法的な問題はないということは、これは正しいのか間違った認識なのか、その点について委員会の中で具体的に議論されましたでしょうか、執行部の答弁がありますけれども。

○議長（小川勝範君） 下水道推進特別委員長 若園五朗君。

○下水道推進特別委員長（若園五朗君） 今言っている本田団地から別府コミュニティについての取り込みについては、市費でできるということは考えられるかということですが、今現在、平成27年4月21日現在の都市計画決定している、そのエリアも入れて決定している以上はできないということでございまして、今ここまでの経緯については、平成20年以降について198回の地権者あるいは執行部、県、国との協議、あるいは計画決定する手順ですね。そういう財源等も含めてのいろんな経緯がございますので、今言っているこの計画についてはあくまでも都市計画区域内の計画決定している本田団地の公共下水を推進するというので、コミュニティプラントの市費でやるということについては、特別委員会の中ではいろんな議論は、市費でできる、2,000万円ということについて具体的な内容については審議しておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 大事な問題だと思うんですね。

下水道課の説明では、下水道課が説明した。どういうことを。都市計画決定がされても、市費でなら法的な問題はない。だからできるというふうに下水道課が説明したと言っておるんですよ。

この請願書にある記述は、市民の方が出されたチラシの中にも同じことが書かれていると思うんですね。ということは、多くの、団地の中だけではなくて、団地の外の人たちを含めてこういうことが書かれて流れるわけなんです。

ところが、特別委員会の中では、今言ったようにコミュニティプラントの区域と指定をする必要があると。そうでなければできないということを言っているわけでありまして、委員会の中でそういう事実が、これが本当に下水道課がこういう説明をしたのかどうかということは

やっぱり議会としてたださなきゃいけないと思うんですよ。本当であれば、執行部の答弁は間違っているし、うそであれば、市民のチラシ、それからこの要望の記述は間違いだということになりますので、そこら辺は曖昧ないいかげんなことではどちらもいけないと思うんですね。きちっと客観的な具体的事実に基づいて、その根拠をしっかりとつかんで、それを外部に出していく、発信していくというようなことが必要になると思うわけです。

ですから、これは大事な話で、確認をしておかなきゃいけないので、委員長にその点お聞きしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 下水道推進特別委員長 若園五朗君。

○下水道推進特別委員長（若園五朗君） 本田団地のその事業を進めるに当たっての2,000万が市費から入れるということにつきましては、計画決定する前の段階のことをございまして、今の段階ではできないというふうに執行部のほうから回答を得ています。

その内容については、また下水道推進特別委員会のほうで確認させてもらうところでございます。以上で答弁を終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 今の委員長の答弁だと、都市計画決定以前ならいいような雰囲気のことをされたわけです。ただ現段階では、もう都市計画決定されているからだめだというふうを受けとめたわけですけど、それでいいですか。聞き間違いだと申しわけないので。

そうであると、やっぱりここに書いていることは、下水道課の説明では都市計画決定のもとではと書いてあります。請願書です。都市計画決定がされてもまだ法的に問題はない。話が、書くほうもどんどん変化がされているのかなあという気がするんですけども、だからこそ特別委員会の中で、今もう終わっちゃって報告をしている段階ですから、今度特別委員会でやるときにはこの事実をしっかりと確認しておいていただきたい。そうでないと、一般の人はわけがわからずに、流れているチラシを前提にして、すぐそうやそうやとなって当たり前だと思うんですよ。

だから、それはちゃんと正しい事実、法的にも正しいことをお互いに前提にして議論をしていかないと方向を誤る、いたずらに混乱を招くだけというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、後の下畑の話もそうですけれども、やっぱり紹介議員の説明だけじゃなくて請願者本人に委員会にお越しいただいて、本人に質問をして、本人から聞いていただくというふうにしたほうが間違いがない。間接的よりも直接的のほうがいいと思うんですけども、実際、終わっていますけど、終わってみてどうですか。そういうことはどう思いますか。

○議長（小川勝範君） 下水道推進特別委員長 若園五朗君。

○下水道推進特別委員長（若園五郎君） 最終的に、請願については議場の中での委員会の請願内容の審議でございましたので、今後、請願者本人の方についても特別委員会でそういう機会を設けて、こういう請願についてもまた審議してまいりたいと考えております。

法的にだめであればと思うんですけれども、多分内容についてということを考えていますので、そのように今後とも対応していきたいと考えております。以上で終わります。

○議長（小川勝範君） 西岡君、いいですか。

○4番（西岡一成君） はい。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡君。

○4番（西岡一成君） 私は今申し上げたように、請願の内容において問題点等々あります。しかし、団地の中でやはり請願者及び議員も紹介議員がおりますので、団地の下水組合とか役員会もありますので、そういう人たちと今後の方向についてよく話し合っていたいただきたいということを願っておりますので、要するに反対、賛成は保留をいたしますので、退席をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 私も委員会の中で棄権というか保留しましたので、同じ態度にしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 森君。

○1番（森 治久君） 私も先ほど質疑の中で、総意であるかどうか、また執行部からの御説明で別府コミュニティプラントとの接続は不可能であるというようなことを伺った上で、この判断をできませんので、退席をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（小川勝範君） くまがい君、西岡君、森君は採決を退席します。

〔1番 森治久君・3番 くまがいさちこ君・4番 西岡一成君 退場〕

○議長（小川勝範君） これからの採決方法について、そのまま暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時37分

○議長（小川勝範君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これから討論を行います。

まず、委員長報告のとおり決定することに反対者、つまり本案を採決すべきとするものの発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 2番 堀武君。

○2番（堀 武君） 私は委員長報告に反対の立場で述べさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 議席番号と名前。

○2番（堀 武君） 堀武。

私はこの請願に関して紹介議員として、また委員としての立場で出席をしております。そのようなことで、この請願に関していえば、確かに個人の請願者、白木さんの紹介議員になりました。それはあくまでも請願者の個人の意見が間違っていない、その賛同をしたためであり、その方が本田団地全体のことに関しての請願を述べることに何ら不都合があると思われるのでしょうか。これは個人が請願をすることに関しては、憲法等で保障されておることなんです。ですから、そのような形での請願はまず正当なことであり、そして本田団地の緊急性に対する下水道、別府コミュニティプラントを含めて早急に解決をしてほしいという趣旨のものと請願である、そのようなことは請願者に確認をして、この答弁の中でも御説明を何回もしております。

本田団地の総意は、早期解決ということに関しては議長、市長宛てに本田団地の推進委員会の委員長を含めた形でもお願いもしております。そのようなことの総意を酌んで、私自身も個人の請願であるかもわかりませんが、早期に解決してほしいということの希望は本田団地全員の総意のもとに出されていることですから、それに関して私自身は個人の請願といえども判断をして紹介議員となっておるわけです。

そして、これはあくまでも緊急避難的に別府コミュニティプラントへの接続を、もし都市下水道がおくれるようなことであればそのように緊急的に避難を、接続をお願いするということであり、永久的に別府コミュニティプラントへの接続をお願いしているわけではありません。そして、公共下水道が決定され、そして第1期工事計画が進み、そして接続が可能になれば切りかえをしていただける、そのような形のとれる配管工事等をして、それを検討していただきたいということは私が9月議会等においても一般質問でさせていただいておりますし、そのとき市長も検討要項に値するから検討をさせてほしいというようなことの答弁もいただいております。

だから、私自身はこれに関して、委員会でのこの決定に関しては反対の立場で意思表示をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（小川勝範君） 堀武君に申し上げます。名前と番号、発言して退席しなさい。

- 2番(堀 武君) さきにちゃんと言いました。堀武と言いました。
- 議長(小川勝範君) 言っていません。
- 2番(堀 武君) 言っております。議事録で見て、違ってれば、していれば訂正謝りしてください。
- 議長(小川勝範君) 次に、委員長報告のとおり決定することに賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

- 議長(小川勝範君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、原案について採決します。

本案を請願のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長(小川勝範君) 着席願います。

起立少数です。したがって、請願第2号本田団地の下水問題を早期に解決する為の請願は不採択と決定をしました。

- 議長(小川勝範君) これより請願第3号牛牧下畑地区に公共下水道事業に伴う終末処理場の建設を予定していることに断固反対し白紙撤回を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長、まだ早い。入場させなあかんでしょう」の声あり〕

- 議長(小川勝範君) 自然に入ってくるんですよ。

〔1番 森治久君・3番 くまがいさちこ君・4番 西岡一成君 入場・着席〕

- 議長(小川勝範君) 質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告のとおり決定することに反対者の、つまり本案を採決すべきとするものの発言を許可いたします。

〔「違う。入場前に議長は……」の声あり〕

〔挙手する者あり〕

- 議長(小川勝範君) くまがいさちこ君。

〔「退席中に進めていること自体が、議長、おかしい」の声あり〕

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） ちょっと質疑も早過ぎて、言うつもりだったんですけども、退席の、まだ発言の機会も持っていませんので。

この請願の様式等々でもいささか不備な点もあるんですけども、それで最終候補地を選考する過程についての地元の皆さんの気持ちは、それはわかります。そういう意味で、真っ向から反対だということじゃなくて、今後地元の皆さんと話をする、そういう機会を持つためにも、私は保留で退席をしておきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 1番 森君。

○1番（森 治久君） 請願の3号ですね。こちらについてですが、特別委員会の中でもお話し合いをされたようですが、白紙撤回という内容の意味合いの捉え方ですね。こちらが請願書だけを見ておると、全てにおいての白紙撤回というような受け取り方ができるということでありますが、質疑の中で議論をされた中で、そうではないよ、今の自治会はまずは原点に戻っていただいての、再度それでも候補地になるのであればやむを得ないということもあり得るというようなことでの白紙撤回という意味ですよということで、ちょっとこれが皆さんにおいて捉え方がまちまちであるかというようなことであります。

そんなことを考えますと、判断をしかねますので、棄権をさせていただき、退席をさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 先ほど下水道推進特別委員長から報告がありましたけれども、委員会の中では不採択ということですけども、この内容についてはもっと地元と話し合いといえますか、そういった機会をふやしてやるのが大事ではないかということで、この案件については退席をいたします。

○議長（小川勝範君） 1番 森君、4番 西岡君、8番 松野君は退席をいたしました。

〔1番 森治久君・4番 西岡一成君・8番 松野藤四郎君 退場〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告のとおり決定することに反対者の発言、つまり本案を採択すべきとするものの発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

私は、請願第3号牛牧下畑地区に公共下水道事業に伴う終末処理場の建設を予定していることに断固反対し白紙撤回を求める請願に賛成の立場、つまり委員長報告の不採択に反対の立場で意見を述べます。

まず初めに3つの項目について意見を述べ、その後でまとめを申し上げます。

1つ目です。この断固反対、白紙撤回を求めるの文言について、もう一度確認をしておきます。

請願者によって書かれた文面で、断固反対、白紙撤回を求めるとなっていますが、紹介議員として請願が付託された下水道推進特別委員会で御説明申し上げましたとおり、この文言に関して、請願者の真意は、下畑が処理場候補地となることは二度とないという意味ではなく、話し合いいかんではそれもあり得るということを確認しておりますことをここでもはっきり申し上げたいと思います。

2つ目です。付託された下水道推進特別委員会を請願者は傍聴されております。その話し合いのことを請願者がどう見られたか、述べておきたいと思います。特別委員会で話し合われた内容は、大体ただいまの委員長報告にあったとおりです。もうちょっと細かくまとめてほしかったと思いますが、委員会を傍聴されていた請願者の思いは次のとおりです。

賛成多数で不採択になった、つまり報告にもありましたように6人の委員によって不採択にされたわけですが、2人の委員は紹介議員の発言を遮ったり、あるいは公然とやめさせようとしていた。問題外である。また、4人については、終始文言にこだわり、請願の真意、中身について紹介議員が再三説明したにもかかわらず、何ら話し合ってもらえなかった。ならば文言を変えてもう一度請願を出したならば賛成していただけるのだろうかというのが請願者の意見というか感想でした。

3つ目を申し上げます。この問題になった文言についてですが、委員会の中でも私が述べましたように、紹介議員として文言を書き直してもらうべきだったかと私は反省しておりましたが、結論として、今まで4年にわたる反対の経緯がありましたので、恐らくできなかつただろうと思います。請願者の4年にわたる行政や議会に対する不信と水害に対する不安は大変大きく、断固反対、白紙撤回というスローガンは簡単にはおろせなかつたと聞いております。

しかし、下畑が処理場となることもあり得る、白紙撤回になった場合あり得ると伝えてもらってもよいと私に話したことは大きな変化であり、そうした真意、中身において請願を採択し、公に下畑の話聞く、そして話し合う場を付託された委員会でも申し上げましたとおり持つてもらおうことを今も願っており、本会議場で再度訴えたいと思います。

2代目の自治会長さんが、お断りになった1代目から数えて2代目ですが、2代目の自治会長さんが担当職員に新しくなった職員と親戚関係であることから困り切って、自治会長を通さず1軒ずつ直接話を持っていってくれと言ったとき、その言葉を真に受けて市役所がそのとおりに動いたことを、下畑はこっちの言葉を逆手にとったと受けとめてさらに怒ったように、今またこの議会の皆さんは請願を文言どおりにしか受け取らず、あくまで文言にこだわって不採択とするのでしょうか。これが3点です。

ここからまとめを申し上げます。

議員は決定権を持つ身分です。一方、市民は決定される側の身分です。公共下水道事業について、処理場の決定について、請願の採択についても市民は全て決定される側でしかない身分です。

私が委員会で代弁したように、あれだけ会議録や条例や法律を読み込んで処理場決定への経緯を検証し、納得できないと請願者がいかに訴えようと、決定される側の市民の抱える事情や立場を、思いを何ら考慮せず、さらにその尊厳を傷つけ侮辱したままでも事業を進め、処理場として決め、請願を不採択とすることができます。もう処分場は決まっておるんやで、都市計画は打たれたんやで、請願の文言から見て話し合いは無駄やと。事業そのものの推進を全面に立てたとき、行政と同じように、ここは議会なので議員だけ申し上げますが、議員に市民の顔は何も見えていません。

請願というのは、もともと絶対君主制のもとに市民にも民意を言うことができるということから、1700年代にイギリスで始まったものです。もともと権力側で封建的に、暴力的に決められる政治体制の中で請願の権利というのは認められてきたものです。

瑞穂市まちづくり基本条例は、市民を主体に市民参加、市民協働を柱とすることをうたい、瑞穂市議会基本条例はその5条の4で、請願者、陳情者の話を聞く機会を持つことを担保しております。請願者がこの請願を出したことは、決定権を持つ私たち議員にこの請願の権利を使ってまちづくり基本条例、議会基本条例、2つの条例を遵守することを迫っていると私は思います。

瑞穂市議会は決定される側の立場に立ち、その水害に対する不安や4年にわたる行政や議会に対する不信の気持ちを酌むことを怠らなかつた、聞いてもらえるんだと、こういう決定をすれば、つまり請願を採択し、先ほどから何度も出ていますように議会基本条例5条の4で請願者の意見を聞くという場を担保してすることに決定すれば、これからの瑞穂市にとって根本的に必要な市民協働をつくっていける信頼関係の第一歩になるのではないのでしょうか。そういう意味で、委員会のときに反対なされた方も改めて考えていただきたいと思います。

以上、私の不採択に対して反対、請願原案に対して賛成の立場で皆様の決定権に対して訴えたいと思います。以上です。

○議長（小川勝範君） 次に、委員長報告のとおり決定することに賛成者、つまり本案を不採択とするものの発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、原案について採決をします。

本案を請願のとおり採択することに賛成者の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立少数です。したがって、請願第3号牛牧下畑地区に公共下水道事業に伴う終末処理場の建設を予定していることに断固反対し白紙撤回を求める請願は、不採択に決定をしました。

先ほど、退席者並びに採決に応じて要は入るか入らんかという問題でございます。ちょっとその問題を私のほうから言います。

議長が退席願うという場合は、その中に呼び込みます。ただ、個人的に退席されたものは個人的に入ってくるルールでございます。

〔1番 森治久君・4番 西岡一成君・8番 松野藤四郎君 入場・着席〕

○議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。なお、午後の再開は1時20分から再開いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時18分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第19 発議第10号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第19、発議第10号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

ただいま小川議長より発言の許可をいただきましたので、清水治議員、庄田昭人議員に御賛同いただきまして、複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

現在、政府においては、消費税率の軽減税率について「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」との大綱のもと、その導入に向け議論が進められています。

そもそも、平成29年4月に予定されている消費税率の引き上げは、少子高齢化に伴い、現役世代が減り、高齢者がふえる中で、子供・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実及び社会保障の安定化に必要な財源を確保することを目的として実施され、引き上げによる増収分は全てそれら社会保障に充てることが決まっています。

消費税には、景気の影響を余り受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる「逆進性」の問題があります。そこで、この増税による痛税感を和らげるとともに、消費税率引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠です。

軽減税率とは、食料品や生活に欠かせない品目の消費税率を標準の税率より低く抑える「複数税率」とされる制度です。

欧州の多くの国では、既に日本の消費税に相当する付加価値税で食料品などに軽減税率が導入されています。

また最近の世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答が8割近くに上っており、国民の軽減増率の導入を求める願いが浮き彫りになっています。

そこで政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

1. 複数税率による軽減税率の導入については平成29年4月の消費税率引き上げと同時に行うこと。

2. 対象品目については、国民が受け入れやすく、痛税感を和らげる効果が高い食料品など対象を幅広くすること。

なお、提出先は、安倍晋三内閣総理大臣、麻生太郎財務大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をさせていただきます。

御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第10号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成です。

1点だけ質問をさせていただきます。

新聞によりますと、自公の間で軽減税率の話し合いが行われて、加工品等を含めて話が進んでいると思うんですけども、それはどういう内容に今現在なっているのか、あるいは今後さらにどういう話を煮詰めていくことになっているのか。今の段階で同意を求める意見書ということですので、そこの辺をちょっと具体的に教えていただければありがたいというふうに思います。

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 西岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。今まさに国会において意見書の内容に記載させていただいたとおり、対象品目であるとか、そういったことに対して大方の、与党においては話は進んでおるといふふうには報道されておりますけれども、この意見書に対しまして、今現時点では、述べさせていただきましたように、消費増税というのは広く安定して税収が見込めるものの、低所得者の方に対して逆進性があるということ、痛税感を和らげるというような思いで出させていただいておる内容でございます。

記載もさせていただきました、まずは導入時に、消費税が今現状の8%から10%に上がると言われておる29年の4月にこの軽減税率を導入していただくこと、また具体的にというお話がありましたけど、国会のほうのことは少し報道のことしかわかりませんが、私ども出させていただいた側としましては、加工品も含めてその対象にさせていただきたいということを要望しておるといふふうに聞いておりますし、そのように進んでおるといふことも聞いております。

お答えになったかどうかわかりませんが、まずはこの意見書の内容に対しましては、導入時期と広く対象品目を検討していただくということで御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 私は本意見書には反対です。

なぜかといいますと、軽減税率だけならばそれはいいんです、一般的に言うと。問題は、消費税の10%へのアップを前提にして軽減税率としてくださいよと言っているわけですね。だから、僕らはそのこと自体をやめさせないかん。10%に今上がったら日本の経済はどうなるか。それで内需喚起できるのかという立場に立っておりますんで、軽減税率一般はいいんですけれども、消費税の2%アップが伴って一緒にくっついてこられちゃうと、やっぱり私の立場としては大いに賛成というふうにはならない。

それは参議院選で野党が勝って、消費税を本当にまたひっくり返すというぐらいの気持ちでおりますので、この場におきましては本意見書には反対ということを申し上げておきたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決いたします。

発議第10号を原案のとおり賛成する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議第11号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第20、発議第11号T P P交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

14番 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗です。

ただいま小川議長より発言の許可をいただきましたので、T P P交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書を提出します。

発議者、若園五朗、賛成者、藤橋礼治議員、同じく清水治議員、同じく若井千尋議員、3名の御賛同を得て提出させていただきました。

T P P交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書。

T P P（環太平洋経済連携協定）交渉における閣僚会議は、10月5日に大筋合意を発表した。

今回の交渉の大筋合意により、世界の国内総生産合計の4割近くを占め、約8億人の人口を抱える巨大経済圏がアジア太平洋地域に誕生することになり、貿易や投資を成長エンジンとしてきた我が国の経済を底上げすることも期待されている。

しかしながら、農林水産分野の重要5品目のうち、米については、関税を維持したものの米国及び豪州に対する無関税輸入枠を設けるほか、牛肉・豚肉、乳製品においては、関税の撤廃もしくは段階的な引き下げが行われ、5品目以外についてもその大半が関税撤廃されることで安価な外国産農産物の輸入が国内の農業生産に打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっている。

また、交渉の初期段階から一貫して、政府からの情報開示がないまま交渉が進められ、合意に至ったことはまことに遺憾であり、今後、生産現場や国民が抱える根強い不安や疑念と真摯に向き合う姿勢が必要である。

よって、国においては、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに、地方経済に与える影響を分析し、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し必要な対策について速やかに検討することを強く求める。

提出先は、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、外務大臣 岸田文雄殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、農林水産大臣 森山裕殿、経済産業大臣 林幹雄殿、経済再生担当大臣 甘利明殿、内閣官房長官 菅義偉殿でございます。

地方自治法第99条の規定に基づき、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第11号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第11号を採決いたします。

発議第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第21 発議第12号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第21、発議第12号市長に対する辞職勧告決議を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

案文を朗読して提案にかえさせていただきたいと思えます。

市長に対する辞職勧告決議。

本議会は、市長 棚橋敏明君に対し、次の理由により辞職勧告を決議する。

理由、棚橋敏明市長は4月の市長選に際し、全有権者に配布される選挙公報（発行 瑞穂市選挙管理委員会）で、7つの基本政策を公約した。

そして、その中の1つ「健康立市 瑞穂」の中には、「『小・中・高校生までの医療費』を無料化」と明記している。

さらに選挙後の6月議会の答弁においても、またマスコミのインタビュー等でも、同公約を「来年度から実施」と繰り返してきた。

ところが棚橋敏明市長は、何と9月議会の答弁で突然、高校生までの医療費無料化の公約（高校生ままで全員が無条件で無料）を撤回したのである。この間の棚橋敏明市長の内外での発言を踏まえれば、とりわけ対象となる住民が「来年度からの高校生までの医療費無料化は間違いない」と確信的に期待するのも当然である。それだけに、かかる突然の公約の撤回は、これらの住民の期待を根底的に裏切るものであり、行政に対する失望と不信を増幅させるものである。

その意味でも、棚橋敏明市長の公約違反は断じて許されるものではなく、責任も重い。まさに辞職に相当する行為というほかない。

よって、本議会は棚橋敏明市長に対し、辞職を勧告する。

以上、決議する。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第12号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 1番 森治久君。

〔発言する者あり〕

○議長（小川勝範君） 森君の質問は訂正します。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 1番 森治久君。

○1番（森 治久君） ただいまの発議第12号市長に対する辞職勧告決議、こちらにおいてでございますが、先ほどの辞職勧告決議の発議者である西岡議員のほうより発議理由を伺いましたが、市長が示された7つの公約、また瑞穂創生ということでコンパクトシティというようなこともうたわれておる中で、確かに現時点では公約が果たされてはおりませんが、まだまだ半年たった今であれば、今後、市長も先日の一般質問でも申されたとおり、もう少ししばらく時間を下さい、しっかりと市民の皆さんにとって何が重要であるか優先順位を立てた中で、政策を立案させて実施させていただきますという御答弁もありました。

そんな中で、今回時期尚早であるという思いから、この時点で採決をしかねますので棄権させていただきますと思います。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 10番 古川君。

○10番（古川貴敏君） 私も同じような理由で棄権させていただきます。お願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 先ほどの2名の方がお話しされたように、私も退席します。

〔1番 森治久君・8番 松野藤四郎君・10番 古川貴敏君 退場〕

○議長（小川勝範君） これから発議第12号を採決いたします。

発議第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第12号は否決されました。

〔1番 森治久君・8番 松野藤四郎君・10番 古川貴敏君 入場・着席〕

日程第22 発議第13号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第22、発議第13号瑞穂市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

7番 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 議席番号7番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、発議第13号の趣旨説明を行わせていただきます。

瑞穂市議会議員定数条例の一部を改正する条例について。

次の理由により、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定によりまして提出するものでございます。

理由は、地方自治法第91条第1項の規定による瑞穂市議会議員の定数を19人から18人に1人削減するもの。

また、その内容につきましては、瑞穂市議会議員定数条例（平成23年瑞穂市条例第20号）の一部を次のように改正する。

本則中「19人」を「18人」に改める。

附則として、この条例は、次の一般選挙から施行するという内容でございます。

その趣旨につきましては、瑞穂市の人口規模、あるいは現在の社会情勢を踏まえ、議員定数の削減ということは必要不可欠な状況ではないかと判断いたしまして提出するものでございます。

以上、提出者、瑞穂市議会議員 広瀬武雄、賛成者、同じく藤橋礼治議員、星川睦枝議員、広瀬時男議員、若園五朗議員、庄田昭人議員、若園正博議員、以上6名の議員の皆様方の御賛同をいただきまして提出するものでございます。

議員各位にあらましましては、慎重審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第13号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議ありが出ましたので、起立によって採決します。

発議第13号について、委員会付託を省略することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第13号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

瑞穂市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、発議第13号についてお聞きいたします。

この書面に理由を書かなかったのはなぜでしょうか。あとは自席でお願いします。内容は書いてありますけど理由が書いてないのはなぜですか。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ただいまのくまがい議員の質問にお答えいたしますが、お手元の配付資料の中に理由という欄がありますが、それを理由としないという判断での御質問ですか。理由として、地方自治法第91条第1項の規定により、瑞穂市議会議員の定数を「19人」から「18人」に1人削減するもの、これがいわゆる理由なんです。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 記の下に理由という文字はありますが、これは理由ではありませんよね。

ですから理由は、なぜ19人から18人にするかが理由ですから、これは理由ではないんです。
ということで、理由を何で書いてないかとお聞きしております。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 再びくまがい議員の質問にお答えいたしますが、今おっしゃっている理由というのは趣旨のことかなあと、こんなふう思うんですが、よろしいですか。理由イコール趣旨でもよろしいんですか。なぜこれを提案したかの理由なんですね。そういう意味ですか。逆質問で申しわけないですが、ちょっとわからないので再度確認するんですが。

仮にそういう意味でということでございましたら御説明申し上げますが、思い起こしていただきますならば、平成23年の12月16日、ちょうど4年前のこの会議におきまして、当時は特別調査委員会が設置されておりました。その結果を委員長は、具体的に申しますと松野藤四郎議員でございまして、特別委員会の結論は、20という定数をそのままに据え置くという結論であったという委員長報告がございました。そのときに、その委員長報告が本会議場で否決されたわけですね。それから次に、ある議員が動議を出されて、それから審議いただいて19人になったという経緯がございます。

ところが、当時の社会情勢とか議員間の感覚は、2名という前提が大方の思いでございました。ところが結果的には19名ということで、当時の、お亡くなりになりました山田議員とか、あるいは委員長報告をされた松野藤四郎議員、それから清水治議員などなど大勢の皆さんが庄田議員の提案に御賛同されまして、御審議をいただいた結果、19ということで可決されたわけですね。

その思いがそのまま4年間引きずりまして、ようやくまたこの本会議を迎えたわけでございますので、その2人という思いを再び達成したいという思いで1人減という提案をさせていただき、18名ということで御審議いただくと、こういう理由でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） それは経緯ですよ、最後には理由になっていますが。

ですから、私の質問は、それをなぜこの書面に理由として書かなかったかというふうにお聞きしたんです。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） それじゃあくまがい議員の質問に再びお答えしますが、なぜ書かなかったかということですね。特に理由はありません。書かなくても大丈夫だという考え方がありましたので書いてないだけでありまして、なぜ書かなかったかと言われるとそういうことです。よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 理由を書かなくても問題はないと思った、判断したからということですが、それは個人的ですよ。

18人で採決するんですから、そう思わない人もいるわけですから、そういう人も含めて採決にかかわって決めるわけですから、それはやっぱり書くべきだったと思います。答えはそこまですることにはいたしますが、次の質問です。

特別委員会を4年前のように設置しなかったのはなぜでしょうか。ここに12日の新聞がございますが、中日新聞ですが、11日に一般質問があったのに、一般質問のことは内容は何もなくて、定数減提案を検討、自民系会派と、こんな大きな活字で出ていてびっくりしました。

つまり、新聞を見て初めて知ったわけですね。こういうやり方、今度は内容じゃないですよ、やり方、非常に暴力的です。最大会派8人と新聞にも書かれていますが、ずっと自民党最大会派の暴力的な瑞穂市議会を見てきました。幾つ言ったらいいかと迷うぐらいですが、百条が最大でしたが。これも結局、結論として多数決で勝てばいいと。説明も要らない、理由も要らない、事前の検討も要らないと。特別委員会も。

4年前はとても丁寧にしましたね。資料もたくさん読みました。議会事務局が非常に丁寧に資料もつくってくれました。

ですから、理由も書かず、そして事前に特別委員会、会派での話し合いも含みますが、そういうことも設置せず、同じ議会の仲間が新聞を見て知るといえるのはいかがですか。非常に暴力的だとは思いませんか。仲間を無視しているとは思いませんか。こういう提案の仕方ですよ、決めるのは今からですからね。発議の仕方として。じゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 再びくまがい議員の質問にお答えいたします。

盛んに暴力的という言葉が出ていますが、その言葉はちょっとひとつ避けていただけたらなあという感じはしないまでもありません。

突然ということではございますが、確かに新聞報道でお気づきになった点はあるかと思えますけれども、必ずしも特別委員会を設置する規定はどこにも書いてありません。いわゆる特別委員会で丹念に協議して、4年前も実は5回会議を行っているんですね。その結果は、今くまがい議員が言われるように、いろんな資料を御検討された上、20人のままという結論になったようでございますが、市民は特別委員会で協議することに大いに期待しているわけですね、特別委員会を設置した場合は。減らすという前提で特別委員会なんかは設定するのが大方の市民の見方なんですね。4年前も特別委員会が設置されたのは、そういう見方がありましたが、結果としてそのまま据え置くということで、市民はがっかりしたという民意がございました。

それと、今言いましたように必ずしも特別委員会を設置する必要はないわけですね。どこに

も規定されておられません。それはしたほうがいいというだけであって、するべきであるというものではない、そのように考えています。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 特別委員会を設置する規定はないから設置しない、これが暴力的なんです。多数の暴力なんです。多数の暴力というのは暴力的という意味ですから。

選挙まであと実質3カ月ですかね、4カ月あるのかなと思いますけど、ここにいる18人の中にはいろいろでしょう、出る人も出ない人もいるでしょう。けれど、ここにいる18人だけの問題ではありませんから、私はなるべく大勢の人が候補者になってもらいたいと思っています。なるつもりの人も実際にいるでしょう。

○議長（小川勝範君） くまがい君に申し上げます。

発議第13号についての質問をしてください。

○3番（くまがいさちこ君） 質問ですよ。ちゃんと聞いてから言ってください。くまがいの話は聞かなくてもいいという態度が頭からあるのは暴力ですよ、それも。議長も暴力的です。非常に暴力的な議会の運営です。さっき外で、退席をした人は自分で入ってこいというのも、急に変えましたね、今までと。何でも急に変わるんですよ。それも暴力的です。

○議長（小川勝範君） 13号の質問をしてください。

○3番（くまがいさちこ君） 暴力的な運営はやめてください。

ですから、これから立候補しようと思っている新人だっているわけで、私たち18人だけの問題でもありません。そういうことも考慮せず、何ら配慮せず、こう思いました、ああ思いました、特別委員会は要りません、理由も要りませんみたいな、そういうのを暴力的、多数の暴力なんですと申し上げて質疑を終わります。答えはもう同じでしょうから、以上です。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成です。

今いろいろ提出者のほうから言われましたので、頭がまとまっていないんですけれども、必ずしも特別委員会をつくってやるという規定はないと言われたんですけども、特別委員会をつくるという規定はあるんです。ただ、どんな委員会をつくれというのは、それはその自治体、議会で決めることです。下水道特別委員会とか、あるいは定数削減、あるいは定数検討特別委員会だとか、それは自分たちでやればよいと思うんですよ。ですから、その点だけちょっとまた言っておきたいと思います。

それから4年前、2人削減の話が出て、それがずうっと引きずってきて今日を迎えていると

いう話で、だからそのことをこの理由の中に書かなくても大丈夫だというお話があったわけですが、私がおもうのは、そういう考え方自体が実は特定の会派のことしか考えていない発言ではないかと。まさに広瀬武雄議員が言うにはふさわしくない発言ではないかというふうに、本当に思うんですよ。

そこで聞きたいんですけども、私はこの議員定数の問題というのは住民全体に対する重要な問題だというふうに思うんですけども、提出者はどのように認識をされておられるのか、そのことをお聞きして質問を続けたいと思います。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ただいまの西岡議員の質問にお答えいたしますが、先ほどの特別委員会の問題は西岡議員の言われる部分も否定はいたしません。

しかしながら、議員たるものは通常日ごろの議員活動の中で、議員定数はいかにあるべきか、これをわざわざ調査するまでもなく、日常の議員活動の中で承知されていることと認識しております。したがって、あえて改めて調査する必要のない問題であると、このように考えているのが私の持論でございます。

それと、非常に定数の問題は重要な問題であるというのは私も同感でございます。この議員必携をお読みいただいた方があるかも知れませんが、18ページに議員定数と任期という欄がございます。たまたまこれをちょっと参考までに申し上げますと、議員の定数は大変議会の根幹に触れる重要事項であるから、減少することは議会制民主主義と民意反映の上から特に慎重に期すものであると。どうしても減少しなければならない場合、あるいは減少させたい場合は議員提案によるべきであると記載されております。

この部分が若干今回の提案の参考にもなっておりますことを申し添えまして、質問の回答とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 重要な問題だということは、同じ認識をされておることだと思えます。

慎重審議の上、御賛同いただきたいということも先ほど言われましたけれども、要するに議会全体にかかわる重要な問題であれば、先ほど申し上げたように特定の新生クラブだけの話をまとめて突然議会上に上程するということが、今議員必携で読まれた、特に減少については慎重に審議をします。そうした過程を経て議員提案で提出するというふうに、その前段の部分の話が抜けていると思うんですよ。

一番お尻のところだけ言われましたけど、議員提案、大いに結構だと思います。けれども、住民全体の利益にかかわる問題であるからこそ、住民の代表機関である議会で議論をする。そ

のためには、慎重を期すために特別委員会を設置して行うというのが通常あるべき議会の姿ではないのでしょうか。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 西岡議員の質問に再びお答えいたしますが、ただいまの慎重審議という部分にこだわっていただいております、慎重審議だからこそ特別委員会とか唐突な提案は避けるべきではないかと、こういうことですが、慎重審議そのものが必ずしも特別委員会でやるのが慎重審議ではありません。

この本会議場で、現在ただいまここで十分時間を費やしていただいて慎重審議いただくということこそが本来の姿ではないかと私は思う次第でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） この場で十分慎重審議をするという、この場自体の時間的な限界があるでしょう。どれだけあるんですか。

慎重審議をするための時間を十分確保して、じゃあここで発言する人、特別委員会をつくって発言したら2人でとどまることはないと思いますよ。8名でつくるか、10名でつくるかは別にして、それぞれの会派代表が入って、会派の意見もそこへ反映されて、住民全体の声が反映されていくと。しかる後に、民主主義ですから、手続を粛々と経ていけば結論は出るわけですよ。

だから、先ほどのくまがい議員もそうですけれども、我々が問題にしているのはそのプロセス。数があれば、もう結論で押し切ってしまう。全く安倍自民党の申し子みたいなことになりますよ。そんなことでは本当に草の根から民主主義を育て上げていくという議会の役割というものが損なわれるんじゃないでしょうか。

先ほど申し上げたように、本当にいろんな社会的経験も積み上げておられる広瀬武雄議員でありますので、その点については十分心にとめていただけるものというふうに思います。こういう状態が本当に正常なのか。やるんだったらもっと時間をかけて、その前から提起をすればできたことじゃないですか。

我々はそれを削減する意志もありませんから、そういう提案はしておりません。削減するという意志があるところが、全員協議会もあるわけですから全員協議会で提案をして、特別委員会をつくって話ししようじゃないかと。そうだな、状況も変わったし、今の状況はどうなっている、よその自治体の動きもどうなっている、住民の皆さんにも参加をしていただいて、いろんな立場から声を聞こうじゃないかということは、この場で慎重審議と言うけれども、私が思うには、それは要するに枕言葉です。慎重審議の上、御賛同いただきたいということは、議事録に書けば言葉として通じるんですけども、実体的にはそれは枕言葉です。我々はそういう

ことじゃなくて、やっぱり本音をぶつけ合いながらつくり上げていくということが非常に大事になってきていると思うんですね。

ですから、先ほど多数決で特別委員会へ付託することをしないということを議決しておりますけれども、その点について、最後に提出者の腹のうちのうちを率直にお聞きしておきたい。これからまたいろんなことがあろうかと思しますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） それでは、再び西岡議員の質問にお答えいたします。

先ほど来、私は確かに慎重審議で皆さんに御賛同いただきたいという言葉を使って提案させていただきましたし、提出させていただきました。

したがって、慎重審議そのものが、先ほど来西岡議員が言われるように、この本会議場では時間に制約があるじゃないかと。だから慎重審議は特別委員会とか、いろんな別な委員会の場を設けてやるべきだという御持論かと思うんですが、私の考え方は、時間さえかければ慎重審議なのかと、逆にそういう考えがあります。いわゆる中身のある審議という意味で慎重審議と申し上げた次第でございます。

したがって、3時間が慎重審議なのか、1時間でも慎重審議なのか、審議の内容が左右するというところでございまして、この本会議場で慎重審議いただければ十分だと、こういう認識のもとに御提案させていただくところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 話をそらさないでいただきたい。言葉はいろいろ言われるけれども、私が質問しているから外れています。

時間だけの問題を言っているんじゃないですね。時間ももちろんあります、絶対的には。その時間の中で議論すべき論点というものも、特別委員会を開催する中で整理していかなければいけません。そのためにも時間がかかります。調査もいたします。そういうプロセス、繰り返しの中で我々議員自身の能力も育てられてくる。そうでないと、もう結論だけ、数があるから押しつけて採決さえとればそれで決まってしまうんだというところでいつも心が構えている。これでは、心を開いて話し合うということとはできないというふうに思います。

だから本当に慎重審議というのは、時間もそうです。時間をたくさんかければかけるほどいいというもんじゃないですよ。そういうことは踏まえつつも、やはりいろんな角度からいろんな立場の人たちから、先ほども申し上げましたが、市民にもいろんな方がいる。その声も聞きながら、ここでじゃあ市民の声を反映できますか、市民が直接自分の声で参加できますか、この議席に。それは来られないんです、ここへは。

そういうことも含めて、慎重審議というものを余り言葉の羅列で使わないでいただきたい。

もうこれ以上聞きません。私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋でございます。

提出者の広瀬武雄議員にお聞きをしますけれども、今くまがい議員、それから西岡議員が言っておられたことと内容的にはよく似たようなことやと思います。結論をどうこうという前に、この内容に対しまして、今広瀬議員のほうから4年前の経緯がお話しされましたし、それから御自身の思いも伝えられました。

ただ私自身は、きのうの段階で新聞に載った記事を見せていただいて、けさこちらに来ましてこの内容を見させていただいたわけでございますけれども、これが理由なのかとおっしゃると、理由をここでお話しされることに関しては、やはり文に対して、中身に対してどうなのかという疑問がまず思います。

それと、新たな特別委員会ではなくても、今当議会においては活性化委員会というのがございます。そこで提出者の広瀬議員は委員長も去年までやっておられましたし、思いは誰よりもあられる方やと思っておりますけど、私、この意見書を提出させていただく上において、やはりルールが問題だと思いませんでしたけれども、今お話がありましたように慎重審議をしていただきたいというのであれば、やはりその内容に対して事前に議員に対して内容をよく検討していただくような時間があなければならないとの思いで、最終日に出すことを自分自身も、これではそこで審議をしていただくには時間がないのかなというふうに思いまして、今はなるべく気をつけて、本日のような最終日の段階で採決をいただく上においては、十分な内容を理解していただいて望んでいただくということが一番適正というか、妥当かなというふうに思いますし、また今もお話がありましたけど、きょうこの場で慎重審議という話になっても、私どもも支援をしていただく方に十分な説明をする上においては、この議場だけの時間は非常に短いのではないかなというふうに思います。

何がお聞きしたいかというのは、それだけ思いがあられた方であって、今議会中に事前にこの内容を提出されなかった理由が何かあるのか、そういうことがあればお聞きしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ただいまの若井議員の質問にお答えいたします。

事前に協議したり、いろいろされなかった理由に何かあるのかという御質問にまずもってお答えいたしますが、何ら他意はございません。

今若井議員があえておっしゃっていただきましたように、私は活性化委員会に所属しており

まして、その場でも議員定数の問題は口にすることはございます。が、しかしながら、議員の皆様方というよりも活性化委員会の皆様方の中では、決してこの問題は余り議論される雰囲気でないなあという認識は持っておりました。

しかしながら、それ以降いろいろ調べさせていただきながら、他市町との関係、例えば羽島市あたりは人口が6万8,000人であるにもかかわらず18名、それから美濃加茂市も同じような人口5万5,000人でありながら16名、それから瑞浪市、この辺も3万9,000人で16名、それから恵那市は5万2,000人で20名ですが、各務原市も14万で24名と、それからお隣の本巣市も先日の議会で既に可決しておりますが、過去に18名であったものが16名に減員されておられます。

議員1人当たりの人口に占める割合も十分見させていただきましたが、やはり瑞穂市はそういうデータの中から考えても、あと1人ぐらいは減らしていただくのが市民に対しての説明責任ではないかと、かように思った次第でございますので、ただいまの若井議員に対する回答とさせていただきますと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今提出者の広瀬議員がおっしゃったことは、当然のことながら、先ほど御自身がおっしゃったように議員として感じておるところではございますけれども、私的には、国会議員は全然定数が削減されないような状況が続いておる中で、国は地方創生とかいう形で地方に対して重きを言ってくるんですが、平成の合併以降、本当に地方議員の数は減り、二元代表制という中で首長と議員の関係が、議員だけが定数が削減していくことがベストかベターかという話をしていくのであるならば、それを今おっしゃった他市町のことをここであえてまたお話を出されるのであれば、当然、本市議会としてその内容をしっかり検討する時間があってもいいのではないかなというふうに思うから先ほど質問させていただいたわけでございます。

ですから、言葉のあやとかではないんですけど、瑞穂市にとって人口が他市町に比べてどうだろうという議論に関しても、それは今提出者の思いは話されましたけど、その前に議会で話しする場がしっかりあってもいいのではないかなという思いがありますので質問させていただきました。

ですから、御自身の思いは思いとして、明年4月にこの議会は改選がございますので、やはり今くまがい議員がおっしゃったように私どもだけのことではなくて、いろいろの思いでこの瑞穂市のために市民の声の代弁者として上がってこられる方もおられるやに思います。

いずれにしても、この定数削減のことにしましては、そんな安易な形、もちろん安易ではないですけど、簡単なことではないということは皆様と認識を一緒にしておりますけど、であるがゆえに、やはりもう少しこの議会ですっかり検討する時間があってもいいのではなかったかなというふうに思いますので、議会活性化等で思いをお話しされましたけど、そういう

内容について時間をとってよかったのではないかなというふうに思いましたので質問させていただきます。

副委員長というお立場でもございますので、そのようなお考えがあったのかなど、お聞きいたします。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 今の若井議員の質問の内容をもう一度、大変失礼とは思いますが、再度おっしゃっていただけませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 結果論ということになってしまいますけど、議会活性化特別委員会というのがございますので、そこで招集がかかったりとかお話をされる機会が、提出者というお立場ではないかもしれませんが、この議会でそういう審議するところが、時間があってもいいのではなかったかなというふうに思うわけでございます。

ですから、昨年まで委員長をやっておられた広瀬議員、また今は副委員長でございますし、また副議長というお立場でもございますので、そういったお立場も含めて、この内容はもう少し議論する場があってもよかったのではないかなということをお聞きしますが、そのことに対してどのようなお考えであられるかお聞きします。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ただいまの若井議員の質問にお答えいたしますが、そういう場でもよかったのではないかなあという疑問点があるということでございますが、それはそれなりに一つの考え方かなあと、このように思います。

それから、私も先ほど申しましたように、活性化の中でもそのようなことは常に課題として考えながら心に秘めておりましたけれども、なかなかそういうチャンスに恵まれなかったということでございますので、結果的には皆さん方にこのようなことで、突然のような格好になっておるかもわかりませんが、こういう出し方も幾つかの手法の中の一つではないかというふうに御理解をいただければありがたいかなと、このように思う次第でございます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野藤四郎でございます。

発議第13号の件についてお尋ねします。

今から4年以上といますか、平成23年のときに議員削減の話がございまして、削減検討委員会の委員長ということで務めてまいっております。そのときは、平成23年の3月23日に9名

の委員で構成をされております。それ以降、平成23年の5月10日、5月23日、7月15日、9月30日、そして11月24日の計5回の委員会を開催して、23年の第4回の定例会で報告いたしました。

その委員会を5回やった中で、定数についていろいろ議論をいたしました。最終的には、現状維持の20名あるいは削減をするかという話でしたけれども、そのときの採決によりまして同数になりました。2対2になりました。そこで、委員長でしたので私は賛成といいますか、20人の現状維持ということで終わりました。その後、本会議場で全員で採決をして否決されたということですね。20人の現状ではだめですよと。

その後、本会議場で新生クラブのある議員から、19名の定員ということで今度はお話がありました。その場でいろいろ皆さんと審議した結果、最終的に1名減の19名ということで可決をされてきたわけですね。けれども、その19名の可決についても議員同数でございました。出席議員の票がですね。ですから議長の判断でした。私が特別委員会のときも委員長の判断、19名にするときも議長の判断で結局19名となりました。

ということは、この問題というのは非常に重要なことですよ。きょうみたいにぱっと出してきて、ここで審議してこうやってくれと。これではやはり議員というのは、執行部と議員といますか、二元代表制の中で動いていますから、それをしっかりと議員が検討しないかんですよ。そういう機会をつくらないかんですよ。非常に重要なことですよ。

先ほど提案されました広瀬議員は、慎重審議をしてやっておるから大丈夫だと言っておりますけれども、果たしてこれでいいのか、まずお伺いします。こういう進め方でいいのかね。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 松野藤四郎議員の御質問は、こういうやり方でいいのかという先ほど来複数の方々から出ているとほぼ同様の御質問かなあと思うところではありますが、私としましては先ほど来申し上げておりますように、特別委員会の当時の委員長でございましたことも先ほど申しましたが、必ずしもそういう手法でやるのがベストとは思っておりません。

現在、盛んに唐突に出されたとおっしゃっておられますのでその言葉を引用させていただきますが、このやり方もベターではないかと。だからベストではないがベターだという御認識で御理解をいただきたいと、このように思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 先ほど申したように、特別委員会の中でも非常に困難をきわめた中での採決です。そして本会議場でも同数ということでしょう。これは本当に大事なことですよ。議員がいろいろ調査、勉強しながら、どうしたらいいかということで研究してやっていたんですね。その中でも同数だったんですね。最終的には委員長、あるいは議長の判断ということで

す。重みが違うんですよね。そこら辺はどう受けとめているかということですよ。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ただいまの松野議員の御質問は、4年前、特別委員会も同数であった。それからS議員が出した動議で慎重審議したときもまた同数であったということで、大変難しい問題であり重要な問題じゃないかと、こういう御認識だと思いますが、私もそう思っております。

軽々に定数の問題を云々は考えておりませんが、そう思いながらも本日御提案させていただいたときに申しましたように、慎重審議をいただければ十分だという私の認識でございます。その慎重審議で意見の分かれるところでございます、そのいわゆるプロセスの問題が先ほど来何回も御質問がありますけれども、そのプロセスはいろんなやり方があるわけです。

だから、このやり方のほうが悪いのかという点で御審議いただくと、性悪説で横暴だとか暴力的だとかと先ほどくまがい議員がおっしゃるように、新生クラブが大勢だから暴力的だというのは性悪説の前提になった話であると、このように思います。

これは我々がこのように出したこと自体が、じゃあ間違っているのかと。

〔「間違っている」の声あり〕

○7番（広瀬武雄君） いや、それは西岡議員の持論であって、我々は間違っていないという認識を持っているんです。だから最後は皆さんの採決で、御審議いただければいいと、こういうことでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 1点お尋ねします。

基本条例の話ですけれども、基本条例の中の第20条、議員定数について条文を1項設けております。これはこの23年度の議員定数のお話のときのある議員のお言葉を引用するわけですが、基本条例の中の第20条には、議員定数について条文を1個設けております。この中では、「議会は、議員定数について、行財政改革の視点及び他の自治体との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮し、議員定数が市民の多数な意見等を十分に議会に反映できる人数になるよう、調査、検討に努める」ということで、住民の意見をいろんな角度から反映する、少数の意見もとり上げるという点では議員定数の一定確保にしていくということをここに定義づけておるわけでございます。こう言っておるわけですね。

そこら辺は、この議案を出された時点のときに委員長としてはどのようなお考えだったのか。

○議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ただいまの御質問は、議会基本条例の第20条、手元に私も持っておりますが、先ほど言われたように、行財政改革の視点のみならず、いわゆる市政の現状及び課題並

びに将来の予測、展望を考慮して云々となっております。

今盛んに、皆さん方も御存じのとおり、行財政改革は避けて通れない状況の中で、瑞穂市の財政も決して豊かだとは認識できない現状の中から、議会基本条例にこのような条文があったとしても、私は本日のような提案をさせていただくことに結論づけたわけでございます。それが間違いだとか正当だとかということにつきましては、御批判があれば十分御批判は受けて立ちますので、それは私の持論で提案させていただいたということでございます。以上です。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

きのうの夜までは、保留にしようかなあと考えていました。けさ起きて頭がはっきりしたときには、いや反対しようと思っていました。

理由を初めに一言で言いますと、理屈よりも内容よりも、19を18にするという1人削減という内容よりも、やはり決め方が非常に多数の暴力、暴力的であると。これには絶対反対しなきゃ私いかんわというふうに朝から思っていました。

今の皆さんの発言を聞いていると、やっぱりいろいろな立場、観点から非常に考えが幅広い、深い、熟慮しているという人と、余りに単純な理屈だけの人と、非常に歴然としていたと思います。先ほど他意はないという言葉がありました。他意がなさ過ぎます。他意がないということは、そのことについては何も考えてないという意味ですよ。余りにも考えなさ過ぎます。考えないとどうなるかという、自分とは違う立場、考えの人のことを、他意はない。何も考えないという意味ですよ。その結果どうなるかといったら、話し合わないということですよ。多数で勝てるから。

これは先ほど私がここで下水道のことについて言ったのと全く一緒ですよ。このまちというのは、本当に話し合わないところですよ。行政がいろんな事業をやるときもそうですけど。議会は議ですから、議は言うという字に義でしょう。義というのは正しいことという意味ですから、みんなにとって正しいこと、広く正しいことをごんべん、話し合う会、会って話し合う場という意味ですよ。本当にそれが足りないまちだと思っています。

さっき言いましたように、内容よりも決め方をとって反対いたします。理屈は何とでも言え

ます。浅い理屈であれ、よく考えた理屈であれ、言葉というのはどうにでも言えます。平和のための戦争だってできるんですから。

今いろんな御説明の中で4年前のことを言われました。私はすっかり忘れていましたが、お聞きしていると4年前もかなり強引だったわけですね。一回20人になったのを、S議員の動議でひっくり返っていますよね。さすがその伝統がある新生クラブやなあと感心してしまいました。

先ほどの下水の発言を繰り返します。多数派の暴力、暴力的だと私がいつも言っているのは多数派の暴力的です。つまり、基本的に多数派というのは決められるんですよ。基本的にですよ。いろんな場でしばしば決定できるんです。そうすると、少数派とかの人は決定されちゃうほうなんです。

私はここで多数派の皆さんにお礼を述べておきます。12年にわたって、そのようなことをしばしばオンパレードのごとく見せていただいて、決定される側、無視される側の立場が本当によくわかるようになりました。それまで私はそういうことを人生で余り経験していないから、そういう立場の人のことというのはよくわかっていませんでした。優しくなかったという意味ではないですけど、実際にそういう場に人生で自分が立つことというのは本当になかったものですから、12年、自分が決定されちゃう側、無視されちゃう立場に本当に多数、何回も何回も立たされて、そういういろいろな人、事情、考えでも少数派なら無視されちゃう。多数の権力を持っている人に決められちゃうということを経験して、そういう立場に立つということがどんなに大事か。そういう人は本当によく考えていますよ。人間に厚みがある人がほとんどですよ。生活に困っている人がほとんどです。生活だけじゃなくいろいろなことでね、下水道でも困っちゃっているし。

そういう人の立場を、力を持つ人は考えて最大限配慮しなきゃいけないんじゃないでしょうか。全く先ほど私が下水道のところで述べたのと同じ結論で反対をいたします。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 1番 森治久君。

○1番（森 治久君） 議席番号1番、発議第13号に賛成の立場で意見を申し上げます。森でございます。

今回の発議第13号でございますが、私約8年ですが、7年と何カ月前でございますが、議員に壇上のほうへ送っていただいた当初より、議員定数というものが瑞穂市においてどうか。先ほど提出者の広瀬議員のほうからは、議員活動の日々の中で、調査することなく、その中で日々考えておくことであるから、あえてそのような特別委員会やらを設けて調査検討することはないのではないかというような御意見がございました。それはやはり全く私は違うとは

思います。

今回のそのようなことも、議員、今現在18名でございますが、18名は市民の皆さんの代表として支持していただける、支援していただける、そして考え方、政治的な理念、信念を共感していただける方の代表として出していただいておりますならば、やはりしっかりとそのような検討する委員会のもとで、支持していただける方、そしてより多くの市民、住民の方の意見を前もって聞く中で、できればこのような大切な議員定数、これはいわば私たちが議会で一つ一つの議案を採択するのも、そしてまた制度であったり政策であったり、いろんな条例であっても、それを全て議論するのは市民の皆さんの声の代弁として議論しているということであれば、できればこのプロセスはいかがということがございました。

しかし、私は先ほど申し上げたとおり、7年半以上前から、議員にならせていただく折から、議員定数はやはり身の丈に合った議員定数であり、その身の丈とはどんなものかというのは、市民、住民の皆さんが考える身の丈でございます。

そしてもう1つ、この壇上で申し上げれば、多くの市民、住民の皆さんが、私も議員になってこんなまちづくりを進めたい、その一助を担いたい、そして多くの若い世代の方にも、30代、40代の方も議員としてまちづくりをともにしていただけるような土壌づくりのためにも、議員定数の見直しをすることによって、一つは議員の議員報酬というものが見直される中で、市民の皆さんに考えていただける中で、多くの方に関心を持って、よりよい瑞穂市のまちづくりに参画していただきたい、そんな思いが強くなりました。

そんな意味からも、やはり私のずっとの念願でございました議員定数、これは市民の多くの皆様が議員定数、今の19でいいのか、他市町と比較して、28.19平方の瑞穂市で19名の定数が要るのかという意見が多いと思う中での判断でございます。

確かに、減らすべきではない、まだまだ20名、21名、22名の議員定数が要るのではないかと、議員が要るのではないかと、少数意見と言われるような議員の選出も必要ではないかというような意見もあろうかとは思いますが。

しかし、ここは総論で、私は今後の瑞穂市のことを考えると議員定数を削減し、そして今後の30代、40代、若い世代の皆さんにより多く関心を持っていただけるような土壌づくりの一つとして推し進めることが必要と思ひ、この発議第13号に賛成をさせていただきます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

今、森議員から賛成の討論がありましたけれども、議員定数を1名削減する、議員定数の見

直しは常々思っていたから、この議案と一致するからそれでいいんだと、まあ簡単に言っちゃうとそういうことになるかと思うんですけども、私はそうじゃないと思うんですよ。

そのことと結論と、それからやはりプロセス、住民のいろんな立場の人の参加も含めて、十分な時間をとってさまざまな論点を出して意見を交わす。その中で1名減が出てくれば、あるいは現状維持というものが出てくれば、2名削減したらいいという意見も出てくるかもしれない。それはいいんですよ。その中で結論が出るというのはいいんです。

ただ、そのことを決めるのに、きょう1日だけのこの本会議場の中で決められる、それで大丈夫だ、慎重審議ができるんだということは非常に無理のある話ではないかと思うんです。普通の感覚で考えたときには、やはりそれはひどい。

なぜかという、例えば先ほどくまがい議員が言われたんだけど、定数の条例を一部改正する条例なんですけれども、1人削減をするということが理由になっておるんですよ。広瀬武雄議員が、理由はここに書いているでしょうということなんですけれども、普通考えていただければ、地方自治法第91条第1項の規定による瑞穂市議会議員の定数を19から18人に1人削減するもの、これを理由というんですよ。日本語の問題として、そんなこと通用しますか。通用しないですよ。

理由というのは、その1名削減を何のために、どういう理由とするんやということを、考えの違うさまざまな人たちにきちんと説明をして説得することです、お互いにね。だから、そういうことも逆にやらずに、理由を定数削減の数が理由やということを、私に言わせれば強弁するなんていうことは、やっぱり行き過ぎやと思います。ちょっとずれていると思いますよ、そういうことは。議会としてはやってはいけないということだと思っんです。

正々堂々と自分たちの主張をぶつけ合って、最終的に力関係で答えは出るんです。だから、いつまでも延々とやるようなことじゃないんです。そういうことを十分、懐が広いというのが民主主義の本当の価値だというふうに私は思います。

そういう意味で、この理由の問題についても理由でないことを理由と言ってはばからない。こういうことでは話にならないですね。そういう立場を踏まえて、私はこの条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論をさせていただいた次第であります。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を……。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 何ですか。

〔「反対、賛成の方が今済んだんで。違うんですか」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 違います。

〔「賛成がなかったんで、今度は反対するんですよ。反対意見ですが」の声あり〕

○議長（小川勝範君） そういうことはなるべく早く発言してくださいよ、早く。

〔「反対、賛成で、反対が……」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 賛成をとったときに、さっと早く発言してくださいよ。

〔「賛成と聞いたんでしょ。さっき西岡さんが反対されて、今度は賛成の方と聞かれたでしょう。次、今度は反対の方で」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 賛成がない場合は、反対はございませんので、順次、反対、賛成、反対、賛成でございますので、その点はよろしくお願いします。

〔「だから今までは認めていたんです。急に変わったんです、私のときから」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第13号を採決いたします。

発議第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議員派遣について

○議長（小川勝範君） 日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付しましたとおり、議員派遣について会議規則第169条の規定により提出しております。内容については1件ございます。

広瀬事務局長から説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、1件説明いたします。

平成28年2月5日に岐阜県市議会議長会主催の議長会議、講演会及び情報交換会が中津川市のホテル花更紗及びクアリゾート湯舟沢で開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。以上でございます。

○議長（小川勝範君） この件につきまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容の変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合、議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（小川勝範君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。
平成27年第4回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年12月15日

瑞穂市議会 議長 小川 勝 範

議 員 森 治 久

議 員 堀 武